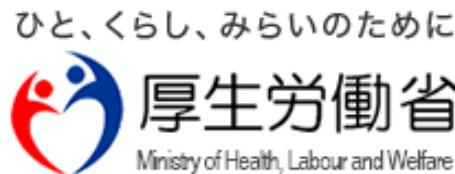


「しわ寄せ」防止に向けた業界団体等への働きかけについて

令和2年6月30日



業界団体等への働きかけの状況①

○ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」を中心とした

「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成

【厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・ 11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、集中的な取組を実施。
- ・ 年度末に向けて、「しわ寄せ」事案の増加が懸念されることから、令和2年3月に、インターネット広告による周知を実施。



<インターネット広告バナー>

令和2年3月6日～30日 約3.2万クリック

○ 経営トップ等に対する直接要請等 【事業所管省庁・中小企業庁・厚生労働省・公正取引委員会】

- ・ 事業所管省庁の幹部等が大企業等の経営トップが参加する総会などに出席し、自社の働き方改革により下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないよう、1,296回（平成31年3月から累計）の直接要請を実施。

[内訳] 経産省・中企庁501回、厚労省509回、国交省121回、農水省95回、林野庁23回、国税庁23回、総務省11回、水産庁10回、警察庁3回

- ・ 令和2年2月、3月に、経産省は、警察庁・総務省・国税庁・農水省・国交省との連名により、大臣名で、業界団体を通じて親事業者に対し、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引について、納期等に配慮するよう要請を実施（それぞれ約1,100団体）。【中小企業庁】
- ・ 令和2年1月末までの間に、全国6ブロック、7カ所で「取引適正化推進会議」（中小企業庁主催）を開催し、事業所管省庁と連携し、地域の中核企業の経営トップ等に対し「しわ寄せ」防止の働きかけを実施。【中小企業庁】
- ・ 公正取引委員会は、令和元年度における指導事例を新たに令和2年5月に公表。引き続き、公正取引委員会が主催する事業者向け講習会などの場で周知する。【公正取引委員会】

○ 都道府県労働局を通じた「振興基準」等の周知啓発 【厚生労働省】

- ・ 都道府県労働局及び労働基準監督署において、あらゆる機会を通じて、リーフレット等を活用した「振興基準」等の周知を実施している。令和元年度においては、「振興基準」等の周知を主眼の1つとした企業への個別訪問（2,116回）や、企業を集めた各種説明会の開催（1,792回）などを行った。

業界団体等への働きかけの状況②

○ 働き方改革関連法に関する説明会への中小企業庁職員の派遣

【厚生労働省・中小企業庁（令和元年8月～）】

- ・ 労働基準監督署が開催している中小企業向けの説明会に、中小企業庁や地方経済産業局の職員を派遣。
- ・ 「振興基準」の内容や、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する親事業者の行為について説明し、「しわ寄せ」の防止に向けた周知啓発を行っている。

＜開催実績＞

月	説明会数	うち、中企庁等が出席した数
令和元年11月以前	683回	88回
12月	120回	22回
令和2年1月	145回	12回
2月	100回	11回
合計	1,048回	133回

✓ 労働基準監督署における周知・支援

全ての労働基準監督署（321署）に**労働時間相談・支援コーナー**（相談窓口）を設置するとともに、特別チームを編成し、**労働時間相談・支援班**により、改正労基法等の説明会や個別訪問などのきめ細やかな相談・支援等を実施。

※ このほか、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、社会保険労務士などの専門家による窓口相談対応や個別訪問による支援、セミナーの開催等を実施。



新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」事例

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、長時間労働等につながる「しわ寄せ」相談事例

【厚生労働省】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、国外の事業場が閉鎖されたことに伴い、それまで受注していた部品に加え、国外で製造していた部品も製造するよう、親事業者から増産を要求された。これまでも、部品の単価の引下げや、製造した部品の規格変更の注文がたびたび行われることがあった。今回の増産要求により、設備を増やす必要があり、従業員に長時間労働を強いることになることが懸念される。（製造／6月）

○ 働き方改革の「しわ寄せ」や中小企業自らの働き方改革対応への懸念

（下請Gメンヒアリング結果）【中小企業庁】

（）内は親事業者の業種／聴取時期

- 新型コロナウイルス感染症の影響で景気が悪化している中、短納期発注であっても売上を確保することを考え受注せざるを得ない。自社の働き方改革は困難な状況。（工作機械／4月）
- 親事業者の在宅勤務等の影響で発注がギリギリになるケースがあるため、短納期が増えている。今後も親事業者の在宅勤務が続く場合、当社の働き方改革への対応に懸念がある。（電機・情報通信機器／6月）
- 最終ユーザーである運送業者から、当社製品であるパソコン用梱包材の生産増と、土日出勤してでも納期を短縮するよう強圧的に直接要請された。（運送／4月）
- 新型コロナウイルスの影響が終息すると、上位自動車メーカーの一存で一斉に生産活動が再開する。その際、大量発注と短期納品の要請となり、従業員の休日出勤や残業等に直結する懸念がある。（自動車／6月）

6月には、こうした事例について、事業所管官庁に共有し、適切な指導等を要請

今後の取組方針

働き方改革関連法の施行に伴う「しわ寄せ」事案のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、長時間労働等につながる「しわ寄せ」事案に対し、引き続き、関係省庁が連携し、経営トップや取引担当者など各層への働きかけ等を通じた「しわ寄せ」防止を徹底する。